

平成24年度法の日週間行事・調停制度90周年行事

調停って…何？

調停制度説明会

調停制度は、一般市民間（民事）、家庭内（家事）のもめごとを、裁判所が間に入り、話し合いで解決することを目的とする制度です。

大津地方・家庭裁判所では、平成24年10月5日（金）午後1時30分から、平成24年度法の日週間行事及び調停制度90周年行事として「調停って…何？調停制度説明会」を開催しました。

◆民事調停手続について

はじめに、民事調停事件を実際に担当している大津簡易裁判所の書記官が民事調停手続について説明しました。

調停は訴訟と比べると申立てが簡単で費用も安く、話し合いによる円満な解決ができるといったメリットなどを説明しました。



◆家事調停手続について

次に、家事調停事件を実際に担当している大津家庭裁判所の書記官が家事調停手続について説明しました。

調停と同じく争いを解決する手続の一つである家事審判と調停の違いがどこにあるのか、調停を申し立てた後の手続の流れはどうなっているのかなどを説明しました。



◆調停委員の業務について

調停における話し合いは、裁判所が選任した調停委員によって進められます。その調停委員の業務について、現役の調停委員が説明をしました。調停の際は、和やかな雰囲気での話し合いが進められるよう配慮し、当事者双方が納得の上で問題を解決できるように、助言、あっせん、解決策の提示などを行っていることを、実体験をもとに説明しました。



◆質問コーナー

説明が終了した後の質問コーナーでは、参加者から「調停は年間で何件あるのか?」「大津では調停委員は何人いるのか?男女の比率は?」など様々な質問をいただきました。

調停制度に関心のある方々が参加されたということもあり、多くの質問が飛び交いました。



◆施設見学

最後に、調停での話し合いに使用する調停室の見学を行いました。その後、訴訟手続が行われる裁判用法廷の見学を行い、2つの部屋を見比べていただくことで、調停手続と訴訟手続の違いを感じていただきました。

～参加者の皆様からの感想をご紹介します～

- ・最初は、裁判所は近寄りがたかったが、説明を受けて、申立てが簡単で費用も安く解決できることが分かり勉強になりました。
- ・今後何か問題を抱えた時に助けてもらえる制度を知り、心強く思いました。
- ・何となく敷居が高い感覚でしたが、使いやすいのかなとは思いました。
- ・少し身近になったように思います。
- ・かなり費用が安くつくことにびっくりしました。
- ・90周年ということでこのような説明会が催されたようですが、大変だとは思いますが、年に1回位このような機会があればと思いました。

◆最後に

以上の日程で説明会は終了しました。説明会終了後に、ご参加いただいた皆さまにご協力いただいたアンケートでは、多数の方に「よく理解できた。」「おおむね理解できた。」とのご意見をいただきました。

今後も、裁判所の手続きについて、皆さまにわかりやすくお伝えできるよう努めてまいりたいと思います。

また、大津地方裁判所では、このような行事のほかに、裁判員制度説明会や団体による法廷傍聴の申込みを受け付けていますので、興味のある方はぜひ一度ご参加ください。

大津地方・家庭裁判所事務局総務課